

第七十三号議案

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十年二月二十一日

提出者 東京都知事 小池百合子

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例
公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十七年東京都条例第百三号）の一部を次のように
改正する。

第五条第一項第二号を次のように改める。

二 次のいずれかに掲げる場所又は乗物における人の通常衣服で隠されている下着又は身体を、写真機その他の機器を用いて撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。

イ 住居、便所、浴場、更衣室その他人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態でいるような場所

ロ 公共の場所、公共の乗物、学校、事務所、タクシーその他不特定又は多数の者が利用し、又は出入りする場所又は乗物（イに該当するものを除く。）

第五条の二第一項中「及び第二号」を「から第三号まで及び第四号（電子メールの送信等（ストーカー行為等の規制等に関する法律第二条第二項に規定する電子メールの送信等をいう。以下同じ。）に係る部分に限る。）」に改め、同項第一号中「又は住居等に押し掛ける」を「住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつく」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「若しくはファクシミリ装置を用いて送信する」を「、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をする」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

第五条の二第一項に次の二号を加える。

六 その名譽を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

第八条第一項第三号を削り、同条第二項中「第五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定に違反して撮影した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 第五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定に違反して撮影した者
- 二 第五条の二第一項の規定に違反した者

附 則

- 1 この条例は、平成三十年七月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

盗撮行為の規制場所を拡大するとともに、つきまとい行為等の規制を強化する必要がある。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十七年東京都条例第百三号）新旧対照表（抄）

（傍線の部分は、改正部分）

改正案	現行
第一条から第四条まで　（現行のとおり） （粗暴行為（ぐれん隊行為等）の禁止）	第一条から第四条まで　（略） （粗暴行為（ぐれん隊行為等）の禁止）
第五条　（現行のとおり）	第五条　（略）
一　（現行のとおり）	一　（略）
二　次のいずれかに掲げる場所又は乗物における人の通常衣服で隠されている下着又は身体を、写真機その他の機器を用いて撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。 イ　住居、便所、浴場、更衣室その他人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態でいるような場所	二　公衆便所、公衆浴場、公衆が使用することができる更衣室その他公衆が通常衣服の全部若しくは一部を着けない状態でいる場所又は公共の場所若しくは公共の乗物において、人の通常衣服で隠されている下着又は身体を、写真機その他の機器を用いて撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
口　公共の場所、公共の乗物、学校、事務所、タクシーその他不特定又は多数の者が利用し、又は出入りする場所又は乗物（イに該当するものを除く。）	
三　（現行のとおり）	
2から4まで　（現行のとおり） （つきまとい行為等の禁止）	
2から4まで　（略） （つきまとい行為等の禁止）	
第五条の二　何人も、正当な理由なく、専ら、特定の者に対するねたみ、恨みその他の悪意の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、不安を覚えさせるような行為であつて、次の各号のいずれかに掲げるもの（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等	

及び同条第三項に規定するストーカー行為を除く。)を反復して行つてはならない。」の場合において、第一号から第三号まで及び第四号(電子メールの送信等(ストーカー行為等の規制等に関する法律第二条第二項に規定する電子メールの送信等をいう。以下同じ。)に係る部分に限る。)に掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所(以下この項において「住居等」という。)の平穏若しくは名譽が害され、又は通常所在する場所(以下この項において「住居等」という。)の平穏若しくは名譽が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限るものとする。

一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 連続して電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。

五 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

六 その名譽を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送

及び同条第三項に規定するストーカー行為を除く。)を反復して行つてはならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所(以下この項において「住居等」という。)の平穏若しくは名譽が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限るものとする。

一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。

(新設)

二 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

三 連続して電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ若しくはファクシミリ装置を用いて送信する」と。

四 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(新設)

五 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催せるよう

な物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

六 その名譽を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送

付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置く」と。

2及び3 (現行のとおり)

(略)

第六条から第七条の二まで (現行のとおり)

(罰則)

第八条 (現行のとおり)

一及び二 (現行のとおり)

三 (削除)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定に違反して撮影した者

二 第五条の二第一項の規定に違反した者

3から10まで (現行のとおり)

第九条 (現行のとおり)

2及び3 (略)
第六条から第七条の二まで (略)
(罰則)
第八条 (略)
一及び二 (略)
三 第五条の二第一項の規定に違反した者

2 第五条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定に違反して撮影した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。